

1 火災予防審議会

火災予防審議会は、都知事が、火災予防上の課題などに対し、学識経験者や関係行政機関の意見を得るために設置されており、審議結果はその後の火災予防対策に活かされています。審議会には、人命安全対策部会と地震対策部会の2つの部会が設置され、当庁が事務局を担っています。

昭和47年3月に火災予防条例により設置され、同年11月に第1期火災予防審議会が開始されて以降、現在は第27期火災予防審議会（令和7年7月～）が実施されています。

（1）人命安全対策部会

火災の予防技術や火災による人命の安全対策などに関する調査や審議を行っています。

第26期火災予防審議会では「安全・安心で持続可能な東京の実現に向けた、長期にわたり使用され、又は使用形態が多様化する防火対象物に対する防火安全対策」をテーマに審議が行われ、デジタル技術を活用した自衛消防活動や関係者不在施設の防火管理のあり方、オールスタンディング形式の劇場等の客席基準について提言されました。

現在の第27期火災予防審議会では「高層・大規模な防火対象物の避難戦略及び自衛消防活動のあり方」をテーマに審議が行われています。

（2）地震対策部会

地震による火災の予防対策に関することとして、出火防止対策及び延焼拡大防止対策などの人的、物的被害の軽減に関する調査や審議を行っています。

第26期火災予防審議会では、「多様化するライフスタイルと居住形態の変化を踏まえた地震時の自助・共助対策」をテーマに審議が行われ、ライフスタイルと居住形態の変化の実態・課題について調査を実施し、地震時におけるマンションの自助力向上方策や、地域内での団体同士の連携による共助力向上方策、自助・共助力の向上を支える地域防災資料の活用方策について提言されました。

現在の第27期火災予防審議会では「自助・共助・公助を踏まえた地震火災被害量の算定手法の開発と活用方策」をテーマに審議が行われています。

2 救急業務の適正な推進に関する機関等

(1) 東京消防庁救急業務懇話会

「救急業務等に関する条例」第12条に基づき、消防総監が意見を求めた救急業務及びこれに関連する業務に関して、都民及び専門の知識又は経験を有する者の意見を聞くために設置されています。現在まで、延べ33期にわたり開催され、東京消防庁の救急業務の充実発展と救急行政の効果的な発展に寄与しています。

■ 懇話会内容

開会年月日	検討事項	施策の具現化
第31期 平成23年9月27日	バイスタンダーとして、誰もが安心して救護の手をさしのべるための方策はいかにあるべきか	応急手当奨励制度の拡充
第32期 平成24年11月5日	航空隊及び消防救助機動部隊における救急救命士に求められる能力及び教育体制はいかにあるべきか	航空消防救助機動部隊の救急資格者への教養
第33期 平成30年4月27日	高齢者救急需要への取組はいかにあるべきか	心肺蘇生を望まない傷病者への対応について運用開始

(2) 東京都メディカルコントロール協議会

主として、医学的観点から救急活動の質を保障するための制度（いわゆるメディカルコントロール体制）を担うために、平成14年10月に設置された協議会で、東京都医師会、救急医療機関、東京都総務局、東京都保健医療局、東京消防庁等から構成されています。

東京都では、本協議会を消防法第35条8に規定されている「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の協議、並びに連絡調整等を行うための協議会」としても位置付けることとしたため、東京都メディカルコントロール協議会は、消防法上の協議会としての側面も持つ協議会となっています。